

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (2 5 . 4 定)			
日 時	平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 2 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、山田副委員長、中村・小貫・松田・鈴木・酒井・ 山口・中島各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部・教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、 消防長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、各委員の御支持をいただき、委員長に就任をいたしました千葉でございます。

当委員会には17件の議案が付託されております。もとより微力ではございますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営に努めていく所存でございます。各委員はじめ、市長、理事者の皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には、山田委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○中島委員

◎障害者控除の対象拡大について

それでは、私からは、障害者控除の対象拡大についてお聞きいたします。

本年 4 月 1 日から、障害者自立支援法が障害者総合支援法に変更となっています。障害者の定義に難病なども追加されまして、難病の方も障害福祉サービスや相談支援の事業の対象になっています。

そこで、難病についてお聞きしますが、これは管轄が保健所になりますけれども、難病とはどういうものを指すのか、どのような病名があって、現在、小樽でどういう病名などが登録件数としては何件ぐらい押さえられているかお知らせください。

○（保健所）保健総務課長

難病についてのお尋ねでございまして、難病の定義、難病の具体的な種類、それから、現在、小樽市でどの程度の患者がいらっしゃるかという御質問でございますけれども、まず、難病につきましては、障害者総合支援法の中で定義されておりまして、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの」となっております。難治性疾患克服研究事業の130疾患と関節リウマチとなっております。

それから、具体的にはどういった種類の病気があるかといいますと、パーキンソン病、パーキンソン病関連疾患などが挙げられるかと思えます。

それから、現在、小樽市での難病での人数でございますけれども、私ども保健所では、特定疾患医療受給者証ということで、特定疾患という難病でございますが、その方々に対して医療費の助成を、これは国が事業主体で北海道からお金が出てくるのでございますけれども、そういったものについて申請があれば、医療受給者証の交付をしております。その数で答弁させていただきますと、直近の平成23年度の数字でございますと、1,074人となっております。

○中島委員

4 月以降、改めて難病の方も障害福祉サービスが受けられるようになった段階で、市内で難病の方からサービス利用の申請があったかどうか、もし、適用があれば、その件数とサービスの中身をお知らせください。

○（福祉）障害福祉課長

本年 4 月以降に申請があった方ということにつきましては、申請件数は 2 件ございました。

サービスの内容といたしましては、居宅介護の中の家事援助を申請し決定したものでございます。

○中島委員

本市では、介護保険制度で、要介護認定を受けた方にも、平成14年度から、障害者控除の対象として、地域福祉課が、現在は障害福祉課が、窓口になって認定証を交付しています。認定証の交付についてですけれども、その内容と直近の発行件数について示してください。

○（福祉）障害福祉課長

要介護認定で要介護4若しくは5がついている方につきましては、特別障害者控除の対象ということで、また要支援2、要介護1から3の方につきましては、それ以外の普通障害者控除ということで、私どもで認定証を交付しております。

また、交付実績といたしまして、本年12月直近でございますけれども、特別障害者控除対象者認定証交付件数につきましては101件、それ以外の障害者控除対象者認定証交付件数は199件となっております。

○中島委員

障害者手帳を持っている方は、税法上の障害者控除の適用ということになりますが、介護保険の認定者の方も、こういう形でみなし規定ということで控除になっているわけです。今回、改めて難病患者も福祉サービスの対象になるというふうに拡大されたわけですから、同じように障害者控除の対象にしていいのではないかと、私たちは思うのですけれども、この件についての見解はいかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

障害者控除の対象拡大ということでございますけれども、これにつきましては税制の問題になりますので、私ども福祉部といたしましては、国の動きを見てまいりたいと考えているところでございます。

○中島委員

建前はそうなんですけれども、今、障害福祉課が介護保険の認定をされた方々に対しても、障害者控除は適用されるということで、窓口になっているわけです。そういう対応をしている福祉部の担当者として、今回拡大された難病の方々のサービス適用についても、考え方としては同じ考え方が当てはまるのではないですかということを聞いているのですが、その考え方についてどうでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

本年4月から、難病の方も我々の障害福祉サービス、いわゆるヘルパーのサービスといったものについては対象拡大となっております。ただ、税法上の控除につきましては、今回はあくまでも福祉サービスでの対象拡大ということでございますので、我々といたしましては、障害福祉課で64歳以下の難病の方に一律に障害者控除の認定を出す、そういう基準というものも、まだ国から何も示されていない状況ですので、これにつきましては、当面、国の動きを見ながら考えてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

今、国でも、財務省で税制改革案をまとめているところで、今日、明日にでもまとまるかという話が出ている最中です。一般社団法人日本難病・疾病団体協議会から厚生労働省に対して、障害者と同様に難病患者にも税制優遇措置を追加するよう要望が上がっておりまして、これは昨年、今年と続いております。厚生労働省としても、昨年、今年ともに、財務省に難病患者等への税制優遇措置を、これは担当省庁としても求めている、こういう実態があるわけです。これが反映されるかどうかということは課題ではありますが、そういう流れの下に障害者総合支援法が動いてきているという、この流れの中の要望だと私は思っていますから、ぜひそういう方向を小樽市としても歓迎して推進する、そういうことを求めたいと思います。これについて福祉部長はどうですか。最後にここについての見解だけお聞きします。

○福祉部長

今、委員がおっしゃったような国の動きは確かにございます。私どもとして、業務のよりどころというのは、国税庁の仕組みがどのようになってくるか、そこにかかってくるわけでございますので、担当課長が申しあげましたように、今後そういうことであれば国の動きもどんどん出てくるのではないかと思いますので、そうした動きを見て対応してまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

速やかな対応をお願いしたい、できれば、先行して積極的に取り組んでいただくのが一番いいのではないかと願っております。

◎介護保険からの要支援者外しの影響について

次に、介護保険の要支援 1、2 を介護保険サービスから除外するという点に関して、訪問介護とデイサービスについてですが、その結果、どのような問題が発生してくるのか、この影響について質問します。昨日の答弁では、国のガイドラインで指示されるので、これに基づいて進めるというようなことをおっしゃっていましたから、まだ詳細は不明だと思います。その上で、影響について考えられる点をお聞きします。

本年10月の介護認定者数、それから実際にサービスを利用している方の数、その割合、同様に要支援 1、2 については、同じようにどういう実態になっているか、最初にお答えください。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの件につきましては、平成25年10月の介護認定者数が9,979人、サービス利用者数が7,514人、その割合は75.3パーセント、そのうち要支援 1 の方は798人、要支援 2 は806人、合計1,604人で、サービス利用者7,514人に比して全体の21.3パーセントとなっております。

○中島委員

要支援 1、2 を足すと約1,600人です。この方々のうち訪問介護やデイサービスを利用している方は何人ほどいて、それは要支援サービス利用者の大体何パーセントぐらいになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの件につきましては、訪問介護利用者が870人で要支援者のサービスの54パーセント、通所介護が776人で、要支援者サービス全体の48.4パーセントとなっております。

○中島委員

訪問介護とデイサービスでオーバーラップする部分があったとしても、延べ人数で1,500件を超えるわけですから、ほとんどの人が外されるということになるわけです。

問題は、サービス提供施設です。市がいつも言っているように、小樽市は東西に細長い地形のために、非常に距離が長くなります。施設をつくるにしても、例えば中心部に 1 か所か 2 か所つくって、全体の千五、六百人を賄えるかといったら、かなり難しいのではないかと思います。率直に言って、自治体が運営する施設を新たにつくる計画、考えはあるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの件につきましては、訪問介護と通所介護が市町村に移管となったからといって、市町村でサービス拠点としての施設をつくるという考えは今のところありません。

○中島委員

率直に言って、私も施設を全部つくって賄うのは無理ではないかという気がするのですが、そうなれば、現在、市内にある事業所をそのまま活用して、財政負担だけは介護保険ではなく自治体負担という振り向けをする形で、現行どおりの施設利用という形も十分考えられるのではないかと思います。いかがですか。

○（医療保険）介護保険課長

今回、国は、市町村に関する受皿として、NPOやボランティア、町会等を想定していますが、その受皿が十分に整わない場合には、今、委員から御提案いただいた既存事業所でのサービス提供が当然、検討されるものと考えております。

○中島委員

介護報酬でサービスに対する点数が決まっているわけですが、ケアプラン作成や、訪問介護やデイサービスのサービス料金は、自治体業務に移管されれば、介護報酬から外れるということになります。そうなれば、小樽市として料金設定を独自にすることになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの質問については、市町村移管後の介護料金の設定というのは、基本的に市町村で設定することができることになります。今の社会保障審議会の審議の中では、料金設定の上限額は、今の介護予防の利用料を超えないというような検討をしているところです。いずれにしても、まだ詳細は不明ですが、地域支援事業においてきた場合の料金設定というのは、小樽市が決めるというふうな方向で進んでおります。

○中島委員

そうなれば、現在の利用者の1割負担も変わってくる可能性があるのか、2割にしたり、あるいは無料にしたり、そういうこともあり得るのか、また、料金徴収については、市が利用者から直接お金をもらったりする、そういうことの関係も出てくるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、徴収方法ですけれども、この部分は今の介護サービスと全く変わりなく、利用者が自分の負担をサービス提供事業者に払うことになりまして、残りの部分は、国民健康保険団体連合会からサービス提供事業者が受け取る形になりますので、今の介護保険制度の中での支払と全く変わりはありません。

それと、利用者の負担が2割、無料などになるかという御質問なのですが、この部分は、市町村の設定がまだ全くわからないものですから、利用者から幾らとるのかということも、今後、国が示すガイドライン等を参考に決めさせていただきたいというふうに考えております。

○中島委員

さらに、影響の問題では、例えば居宅サービスの支給限度額など、介護サービスの支給限度額が介護度別に決まっているのですが、要支援1の場合は1か月で4万9,700円、要支援2で10万4,000円です。この中から、多くの方が利用している訪問介護やデイサービスが介護報酬として外されてくることになれば、支給限度額そのものも変更される可能性はあるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの御質問ですが、支給限度額については、市町村移管になった場合に、訪問介護と通所介護が市町村においてきて、そのほかの訪問看護等のサービスは、そのまま予防給付に残るという国の考えでございます。ですから、訪問看護等の予防給付と市町村においてくる地域支援事業の限度額の総額を管理する方向で、今、国は検討を進めているところでございます。

○中島委員

そうすると、今までは総支給額という一つの方法で利用状況が判定されたものが二つにまたがるという形で、結果的に利用者の負担が増えることになるのではないかと心配をしています。

さらに、利用者負担の軽減制度については、高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度というものがありまして、利用者の方に多額な費用負担があったときに、世帯合算で限度額を決めたり、医療費も含めて1世帯の限度額を決めたりして負担軽減をするという制度があります。この中にも、今、利用している要支援1、2の方々

のサービスが減らされることになれば、今まで適用されていたこの高額負担軽減制度が利用できなくなる、そういう中身に反映されてきませんか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの件については、高額介護サービス費というのは、あくまでも介護サービスを利用している方の高額部分の補填になりますので、今、言われたように、訪問介護と通所介護が市町村移管になって市町村のサービスにおいてきた場合に、ここの部分はやはり介護給付ではないととられますと、今の高額介護サービス費から外れる可能性はありますが、これもまだ国は示しておりませんので、今後、詳細が示されるものというふうに考えております。

○中島委員

さらに、小樽市独自で訪問介護利用者負担の4分の1を助成しております。これも同じように、要支援1、2の方々の訪問介護が介護保険から外されれば対象外になると思いますが、流れからいけばそうなりませんか。

○（医療保険）介護保険課長

訪問介護利用助成については、小樽市が独自でサービスを提供しているもので、この部分は、国の判断と小樽市の判断はいろいろと出てくるものと考えておりますが、まだ要支援のサービスが市町村においてきてない段階、市町村の料金設定が決まっていない段階の中では、この訪問介護利用者負担助成を小樽市でどうするかということは、今後、検討を進めていかなければならない課題だというふうに考えております。

○中島委員

こういう高額負担や低所得者対策について、実際に要支援1、2から二つのサービスを外すことによってどのような影響になるのか、この辺はしっかりと調べていただきたい、そういうことが調べられる条件が出そろった段階ということになりますが、そういうことは検討していただけないでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの件につきましては、詳細が決まれば調べることは可能だと思いますし、必要に応じて、小樽市でもどの程度の影響があるかというのは、当然、保険者として押さえておかなければならないことだと思いますので、国が詳細を決めたときには、ある程度の数字というのは用意しておきたいというふうに考えております。

○中島委員

本市の介護サービス受給者のうち90歳以上の方は何人ぐらい現段階でいらっしゃいますか。

そして、全体のサービス利用者に占める割合はどれぐらいになるでしょうか、90歳以上です。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの件については、90歳以上の受給者は1,529人で、全体に占める割合は約20パーセントとなっております。

○中島委員

最後に、寿命が長くなってきて、90歳を超える方、そして100歳を超える方も調べればいたと思いますが、こういう方々がどんどん増えてきている中で、やはり高齢化により介護が必要な状況は増えてくる、いくら元気な方でも年をとると同時にさまざまな支援が必要になってくるのは普通の流れです。そういうときに、要支援サービスを受けている1,600人の90代の方々も含めて、介護サービスをどんどん減らしていく方向になる、高齢者への支援の縮小になっているのが今の実態です。本来のあり方に逆行すると私は思います。今、質問の中で明らかにしたように、低所得者対策でも、高額介護サービス費や高額医療・高額介護合算制度などにしても、この高額負担に対しても影響が出てくるわけです。高齢者負担が増加する可能性が極めて高い今回の要支援1、2の二つのサービス外しになります。私は、そういう点では、これは今の高齢化社会を応援する政策にならないと思います。むしろ、安心して年をとって生きていけるようにしたいとおっしゃるのならば、こういう縮小方針はやめるべきだと思います。そういう点について、医療保険部長の見解も伺って質問を終わります。

○医療保険部長

要支援外しも含めて、今、国では、御承知のとおり、いろいろな制度改革を推し進めようとして、審議会ですら議論しているところがございます。今、言いましたとおり、中島委員からもありましたとおり、これからどんどん高齢者が増えてくる中で、こういうサービスがだんだん縮小するというのは、そういう方向に行くというのは、利用者からすれば決していいことではないというか、どちらかという改悪という形に受け取らざるを得ない面はあると思います。

ただ、我々には別の立場もありまして、それは保険者ということで、この介護保険制度をこれからも運営していかなければならないという立場であるものですから、利用者だけの目線とはまた違った立場であるということは御理解いただきたいと思います。

そういう中で、今、いろいろな制度をこれから進めようとしていますけれども、昨日の川畑議員の再質問への答弁と重複しますが、これから第6期介護保険事業計画をつくっていく、また、今いろいろな制度改革を進めて、国ではどういう決着になるかわかりませんが、最終的に法案ができれば、いろいろなガイドラインや基本的な指針が我々にも示されてきますので、そういうことも含めて、総合的な判断に立って、できるだけ今の既存のサービスを受けている方に支障がないというのは、ソフトランディングできるような形で基本的にはいきたいとは思っております。

ただ、今、言いましたように、財源の問題など、いろいろな課題もありますので、そういう給付と負担のバランスをとりながら進めていかなければならないということで考えております。

○小貫委員

◎消費税の増税の影響について

最初に、消費税の増税の影響について伺います。

水道料金の値上げについてですけれども、代表質問で取り上げたとおり、私たちは消費税増税を水道料金に転嫁することにはもちろん反対しているのですが、私の聞き方もまずかった点もあるのですけれども、再質問で、条例の解釈について、水道事業給水条例で定められている料金は、基本料金掛ける1.05だと、水道料金等審議会条例では、料金を改定する場合は審議会を開くというふうになっているということで、私は読み取れるということで、その解釈についての意見を求めたつもりだったのです。料金というのは、私は二つの条例を見て、税込みではないかと読み取ったわけです。そのように思うのですが、それについていかがでしょうか。

○（水道）総務課長

水道料金の条例上の解釈ということですが、水道事業給水条例では、別表に定めています基本料金に消費税率を掛けたものを料金という形で定めております。

○小貫委員

それは私も読んだのですけれども、水道料金等審議会条例では、「水道料金及び下水道使用料の額について審議するため、小樽市水道料金等審議会を置く」となっていて、「水道料金及び下水道使用料の額についての条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、その額について審議会の意見を聞くものとする」と規定されています。課長がおっしゃったように、水道事業給水条例では、料金とは、基本料金と超過料金との合計に1.05を掛けたものというふうに規定されているから、これは国語の問題として、こういう場合の解釈としては、水道料金等審議会条例でいう水道料金というのは、税込みなのではないですかということなのですが、それについてどうでしょうか。

○水道局次長

まず、水道料金等審議会条例第2条の関係で申し上げますと、料金は、いわゆる消費税部分を含んだ料金です。今、第2条の規定からいって、額について意見を聞くことになっているから開くべきではないかという御質問です

けれども、審議会の設置目的は、同条例第 1 条で「市長の諮問に応じ、水道料金及び下水道使用料の額について審議するため」と規定されております。これは、地方公営企業法第 21 条第 2 項の「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」という規定を受けて、料金の改定の際には、これらの点について広く意見を聞くとしているものであります。このたびの改正につきましては、消費税法の法律に基づく改正のため、選択の余地がなく、審議がなじまないものとして開催していないということです。

○小貫委員

審議になじまないと、自動的に値上げになるから審議になじまないのだという今の表現ですよね。そうすると、このように誤解を招く表現であることは、私は間違いないと思うのですけれども、それについてはいかがでしょう。

○水道局次長

繰り返しの答弁になりますけれども、審議会の設置目的自体が、料金を改定する際に、例えば料金の値上げ幅とといったものを審議してもらう、意見をもらうために開催するものでありまして、今回は消費税法で決まった税率の部分のみを改定するものでありますから、そういう意味で審議になじまないという話をしております。

○小貫委員

そうではなく、水道料金等審議会条例第 2 条には「条例を議会に提出しようとするときは」となっているのですけれども、それとの関係ではどうなのですか。

○水道局次長

結局、条例を提出しようとするときは意見を聞くということで、これは何を目的にするかというのは、先ほど申し上げたとおり、要するに料金について、いわゆる上げ幅うんぬん、そういう部分について広く意見を求めるために聞くものとするといっているもので、今回の改正については税率の部分のみですので、審議になじまないということで申し上げております。

○小貫委員

同じように水道料金の審議会を開催しているところで、今回の消費税率の引上げに伴って審議会を開いているところがあるのですけれども、私が見たところでは、安曇野市や境港市で開いているのですが、それと小樽市との違いはどのようになっていると思いますか。

○水道局次長

今おっしゃった自治体の状況はよくわからないのですけれども、例えば道内の主な自治体にこの消費税率の改正について審議会を開くかお聞きしたところ、小樽市と同じように、この消費税の改定部分のみで開いたところはございませんでした。

○小貫委員

恐らく、基本料金と超過料金が条例上、税込みになっているからではないかと、私はそれを見て認識したのです。小樽市の場合、100分の105と記載されているから、自動的だから審議会を開かないと、ただ、条例上、税込みで書かれているのは、その額を条例上、変えなければいけないから、審議会を開いたのではないかと私は思うのですけれども、そうすると先ほど次長が言った自動的なものというのとは、性質が、物事を生じているのは同じなのに、なぜ片方ではそういった違いが出るのか、不思議に思ったのですけれども、それについてはいかがですか。

○水道局次長

今、小樽市がいわゆる外税の表示で、先ほどおっしゃった自治体が内税という含まれた表示だから、その違いがあるのではないかと御質問だと思うのですけれども、例えば道内で聞いた中には内税の表示のところもあります。そこについても、今回、開くかお聞きしたときには、同じように内税だからといって、消費税率のために審議するという予定はないということでお聞きしています。

○小貫委員

つまり内税、外税は関係ないということなのですが、そうすると、一方では開いているところがあって、もう一方では開いていないところもあるということは、開く、開かないはそれぞれの市長の諮問に応じるということだから、市長に任されているということで理解してよろしいのでしょうか。

○水道局次長

あくまで諮問するのは市長ですから、市長が諮問する、しないを決定することになります。

○小貫委員

私たちは、代表質問でも言いましたけれども、しっかりと審議会を開くべきではないかというのが道だと、普通の常識ではないかと思っているので、ぜひこの点は、今後十分にそういう意見もあったということで検討していただきたいと思います。それは要望として置いておきます。

次に、地方消費税が0.7パーセント、新たに上がるということなので、地方の歳入が上がることになります。そうすると、それだけの歳入があるのだからということで、地方交付税が削減されていくことにつながっていくのではないかということが危惧されているわけですが、その一つとして、恐らく別枠加算の廃止ということが打ち出されているのだと思います。この別枠加算の廃止以外に交付税削減の予定はないのか、現状で何か考えられていることなどがありましたら説明してください。

○（財政）財政課長

消費税の増額に伴う地方消費税交付金の御質問なのですが、まず、普通交付税と申しますのは、基準財政需要額と基準財政収入額の差、この財源不足を普通交付税という形で地方に交付するものでございます。考え方としては、委員がおっしゃったような形で基準財政収入額が増えることとなりますので、仮に需要額が一緒だったとしたら、その部分が、差し引く部分が増えますので、交付税が減額になるという要素はあるという形になります。

ただ、これと別枠加算は別の問題になりまして、最終的には、今月末の地方財政計画がどのようになっているかというのを待たなければなりませんけれども、国といたしましては、リーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードに切替えを進めていくという方針が骨太の方針の中で示されまして、現在、議論されております国の平成26年度の予算編成の基本方針の案においても、地方財政については、別枠加算のほか、歳出の特別枠についても見直す必要があるというような記載があるところでございます。それらの別枠加算は、先ほどの部分も若干関係してはきますけれども、地方の財源不足などを勘案して決められていくという考え方もありますので、国には、景気回復や消費税増税により、地方の税収、地方交付税の法定率分の増加が見込まれ、地方の財源不足が大きく改善されるのではないかと認識がございまして。その中で、別枠加算の廃止、縮小が可能なのではないかとようなこととございます。

あと、歳出の特別枠という話もございまして、これにつきましては、地方交付税としての所要額が幾らになるか、その算定の部分に影響してくるというふうに考えております。

そのほか今、議論の中で言われていますのが、頑張る地方の支援という形で、地方の行革の努力や地域活性化の何かしらの指標を使って地方を応援していくという部分がございますが、行革の部分につきましては、今、今年度の地方公務員の給与の削減分を考慮するというような考え方も示されております。そういう意味におきましては、小樽市は今年度、給与の削減は行っておりませんので、そういう部分で、この頑張る地方の支援というのは、どういう配分のされ方になるかはまだわかりませんが、そういう意味ではマイナスになる要素も秘めているということは言えると思います。

○小貫委員

今、増加が見込まれたり、地方交付税の法定分の部分で増加が見込まれたりした場合には、やはり削減の方向と

というような話もありましたけれども、そういう部分が増える見込みは今あるのでしょうか。

○(財政) 財政課長

今、地方交付税として増える部分があるかという御質問だというふうには受け止めたのですが、地方交付税としましては、今、国の概算要求の中でも増えるという形にはなっておりまして、今後の地方財政計画でどういうふうになるかわかりませんが、そういう意味ではあくまでも交付税の原資になる部分は増えますけれども、歳出で国に配付される部分のベースで考えますと、その分は増えるという形にはなっていないということでございます。

○小貫委員

◎地域の元気臨時交付金について

次に、第 1 回定例会で地域の元気臨時交付金について伺ったのですが、これの交付の対象となる事業と額について、改めて、結果が出ていると思うので、説明してください。

○(財政) 財政課長

まず、地域の元気臨時交付金の額でございますけれども、国からは 6 億 7,562 万 3,000 円が限度交付額ということで通知されているところでございます。

対象事業といたしましては、平成 24 年度の補正でつけて 25 年度に繰り越した事業で、旧国鉄手宮線整備事業費、都市公園安全・安心事業費、岸壁附帯施設改修事業費、桜小学校の校舎大規模改造事業費、市営住宅改善事業費、あと下水道事業会計で中央下水終末処理場電気設備工事費、あと石狩湾新港管理組合によります北防波堤の国直轄工事費負担金が対象でございます。さらに、24 年度補正予算とは別に、25 年度予算についております塩谷地区水産環境整備事業道直轄工事費負担金、新共同調理場建設事業費が対象となっているものでございます。

○小貫委員

新共同調理場建設事業費も対象になったということで、第 1 回定例会で聞いたときは 3 億 9,600 万円ということで、今、6 億円と言ったのは対象となった事業費でいいのですかね、それとも交付になったほうですか。

(「限度額」と呼ぶ者あり)

交付になったほうが、第 1 回定例会の代表質問では 1 億 6,000 万円程度と聞いていたので、大分増えたのですけれども、この部分というのは、主に、今、言った平成 25 年度の分が増えたからということでよろしいのでしょうか。

○(財政) 財政課長

おっしゃるとおりでございます。大きな要素としては、新共同調理場建設事業費が増えた部分でございます。

○小貫委員

第 1 回定例会の代表質問のときは、8 割で係数を計算していただいていたのですが、実際には幾らになったのでしょうか。

○(財政) 財政課長

交付率につきましては 9 割という形になっております。

○小貫委員

交付金の使途についてなのですが、現在の考えをわかる範囲でお聞かせください。

○(財政) 財政課長

現時点では、予算で、まず、起債を充当していない建設事業費への充当や将来の公債費の負担なども勘案いたしまして、予算で起債している財源の部分の事業につきましても、起債から交付金へ振り替えるといったことも検討している状況でございます。

○小貫委員

先ほど言った、起債を充当していないもの、あと交付金に切り替えるものですが、具体的にどのような事業を検討しているのかというのは言えるのでしょうか。

○（財政）財政課長

主なもので言わせていただきますと、代表的なものは、予算で起債を充当していない事業で説明いたしますけれども、例えば廃棄物事業所建設事業費は、起債を充当しないで一般財源になっておりまして、一般財源として、予算上ですけれども、4,300万円あるという形になります。

○小貫委員

それ以外にもいろいろと交付金に切り替えるというものがあると思います。この4,300万円は、一般財源を使うわけだから、この分は予算上、端的に言えばお金が浮くのではないかと思うのです。昨日の川畑議員の一般質問に対して、福祉灯油の2,800万円はつけられないという話をしていたのですが、今こうやって一般財源がこの分、これはアベノミクスの結果ですけれども、4,300万円あるわけだから、これを福祉灯油の財源として使えないのかということ伺いたいのですが、どうでしょうか。

○（財政）財政課長

一般財源という形で考えますと、今後、除雪費の状況も見なければなりませんし、新年度予算編成の中でも、市長からも答弁させていただきましたけれども、やはり今、多額の財源不足が見込まれるという状況にございます。その中では、このお金を除雪の部分、あと今後の新年度予算の部分を見ていく中では、場合によっては財政調整基金への繰出しを縮減して新年度予算に充てるということも考えていかなければなりませんので、一概にこの部分は、一般財源として浮くという考え方で対応していくということにはなかなかならないかというふうに考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

代表質問した中で、幾つか内容を深めたいと思いますので、質問させていただきます。

◎本市財政と平成26年度予算編成について

財政に関する代表質問の中で、公募地方債を発行する自治体が格付を取得する事例が増えてきているということで、債務償還可能年数がどのぐらいになりますかという質問をしました。すぐに本市が格付を取るという話ではありません。平成23年度で23の自治体が格付を取得しております。そういった中で、直近で2007年には、静岡県がムーディーズの格付を取っているわけでありまして。そうやって外から見たとき、本市の財務内容といいますか、要するに借金返済能力がどの程度なのかについて、御答弁では14.5年ということでありました。類似団体の平均が8.6年ということですが、まず、14.5年は平均の2倍ぐらいあるのですけれども、これはどういう状態なのかを御説明ください。

○（財政）財政課長

この指標につきましては、先般、市長からも答弁させていただいたように、あくまでも本市独自の試算ではなく、北海道財務局での試算でございます。類似団体の数字のどの部分がどう、という形で見えておりませんので、何とも言えませんが、言えるのは、この指標は、実質債務、いわゆる起債などの部分と、その年度の収支の中で公債費の償還に回せる財源がどの程度あるかというのを示している指標でございますので、そういう意味では、他の団体に比べて債務のほうが大きい、あるいは公債費に回せる財源が他の自治体よりも小さい、いずれかの部分で大きくなっているのではないかというふうに考えております。

○鈴木委員

これで、評価でどうこうというのはなかなか言いにくいということとか、わからないと思います。

それで、これは北海道財務局が試算しているということですので、財務局ですから、自治体の返済能力などを加

味しながらいつも監視しているという当局でありますので、そういう意味では、この数字はある程度平均に近づけていただきたいのですが、私の思いとしては、市債がだんだん減っていけば、債務償還可能年数が減っていくと思うのですが、直近、平成23年度、24年度に関しましては、減る方向であると考えてよろしいですか。

○（財政）財政課長

昨今、大型建設事業を進めている関係上、一時的にやや増えるという形になっております。

○鈴木委員

そういったことで、一時期増えても、最終的にはこういうものを減らしていく方向でよろしくお願ひしたいということでもあります。

それと、平成26年度予算の考え方の件でありますけれども、代表質問の答弁では、「行政サービスのコストの低減や質の向上を進めることなどを基本方針として、10月に通知したところであります」ということですが、本市は、私が議員になりました19年から、「行政サービスのコストの低減や質の向上」、ずっとこの文句で来ているわけがあります。そういう面ではかなり削減をしております、これから削減できる部分はあるのですかということをお聞きします。

○（財政）財政課長

これ以上何かできるのかという御質問でございますけれども、私どもといたしましては、市税などの歳入の増加が見込まれない中で事業を実施していかなければならない形になりますので、そういう意味では、具体的に何という形で示すことはできませんが、例えば小さなことで申しますと、市民周知をするような郵便物を出す際に、各事業でばらばらに送っていたものを一本化できないか、前から言われていますけれども、類似事業をまとめて何かできないか、そういう各課の創意工夫の中で取り組むことがまだあるのではないかと考えております。

○鈴木委員

大きな縮減とはなかなかならないのかと思いますけれども、地道にやられるというお考えだと思います。それもよろしくお願ひします。

◎NHK連続テレビ小説「マッサン」観光について

次に、NHKの連続テレビ小説「マッサン」のことについてであります。

この「マッサン」を利用して、観光を何とか推進したい、起爆剤にしたいということで、余市町とのタイアップなど、そういったお考えがありますかという質問に対して、「マッサン」応援推進協議会というものができまして、余市町から依頼がありましたので、本市としてもそれに参画するという御答弁でありました。この件につきまして、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

余市町でロケが行われる「マッサン」についてでありますけれども、余市町から、年末年始のあたりに、正式に参画をお願いしたいという連絡を受けております。この協議会では、項目として、一つに、撮影の協力、二つ目に、その撮影に伴っての観光振興を図る協力、それと三つ目には、受入れ態勢の整備に係る協力、協力というか、この三つの事業で応援推進協議会というふうになっておりますので、まずは、5月からクランクインということで、余市町でのロケが何月かはまだ聞いておりませんが、そういった撮影のときには、私ども小樽市では、小樽フィルムコミッションということでいろいろと撮影のノウハウを持っておりますので、そういった中で、余市町での撮影に対しても、余市町と一緒に、余市、小樽、そして北後志を盛り上げるという点で、積極的に協力していきたいと考えております。

○鈴木委員

「マッサン」応援推進協議会の設立総会の資料を手に入れまして、見ております。今おっしゃったようなことが書かれているわけではありますが、この中で、お金に関することは全く触れられておりませんが、この協議会

で何か抛出してやるという話はあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

私もその総会の資料をいただいて、細かな事業計画、予算については次にという形で聞いております。ただ、私どもが参画する中で、協力ということで申しあげましたけれども、余市町からは、他町村、小樽市に財政的な面での負担はないですということ聞いています。

○鈴木委員

予算が生じるということになりますと、当然、来年度予算に組み込まなければいけないと思いますけれども、そういうお話でありましたら、まず今のところ協議会に参画していただいて、一緒になってしっかりと盛り上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、その後の質問に対して、北後志広域インバウンド推進協議会ということで、北後志 6 市町村で組織しているという御答弁でした。このことについて、9 月中に中国、台湾、タイで意見交換会を実施したということですが、これ以外の件で何かされたこと、それから今後お考えのことをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

北後志広域インバウンド推進協議会に関してですけれども、今、委員がおっしゃったように、9 月に意見交換会を実施しているということで、それ以外の事業ということになりますと、本会議で市長からも答弁させていただきましたが、2 月のタイでの国際旅行博にこの協議会で参加しようということで、今、準備を進めております。

ただ、旅行博は申込みが大変多いということで、まだいいですよという返事やブースの確約がとれていないものですから、それが次第、既に準備を進めているのですけれども、早急に練っていきたくて思っております。この事業と、それに伴って、小樽・北後志ということで、簡単な一般エンドユーザー向けのマップもタイ語でつくっていきたくていうふうにして、今その準備も進めているところであります。

○鈴木委員

ぜひとも頑張ってくださいと思っています。

◎介護保険制度改革について

次に、介護保険制度改革についてです。

代表質問で何点か質問いたしました。御答弁では、「国は移管の受皿を既存の介護事業所に加えて、NPO やボランティアの活用によるサービス提供を想定しております」ということなのですが、この御答弁の中の NPO やボランティア団体ですが、小樽ではまだあまりできておらず、受皿が少し心もとないというようなことでした。

この NPO やボランティアというのは、一体どういうことをされるのか、私もよくわからないのですが、NPO、ボランティアはどういうことをされて、それがあれば今の既存の事業所を補填するとか、補完するとか、そういう形になるのかというイメージをまずお聞かせいただきたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

今、受けている介護保険のサービスは、生活援助の中で、調理、洗濯、掃除、買物など、保険の中で決められたサービスを提供する形になるのですが、市町村に訪問介護がおりてきたときには、国からはその地域に柔軟な対応をなさいというふうに言われております。ですから、この介護保険の決められた枠のサービス以外にも、例えば見守りサービスや配食、話し相手、散歩のお手伝いなど、介護保険以外のサービスを提供することも可能となりますので、その部分は NPO やボランティアなどが対応すると、市民にとってよりよいサービスになるのではないかと考えております。

○鈴木委員

そういった付随するとか、補完するとか、そういう組織がなければ、たぶんかなり混乱すると思っております。そういった NPO、ボランティア団体がまだ当地では根づいていません。そして、ないといえ、ほとん

どないということですので、今後、それが平成29年までに、立ち上がり、ある程度熟成していかないと、そういう体制にならないわけであります。そうすると、その組織の育成、立ち上げということについては、市では黙って見ているだけなのか、それとも、ある程度何かアクションを起こして、そういうNPO、ボランティア団体の立ち上げについて助成するのか、その辺についてもお聞きします。

○（医療保険）介護保険課長

まず、市町村に移管となったときに、サービスの量及び質がどの程度あるのかまだ見えない中で、中島委員の御質問に答弁させていただいたように、もちろん、既存の介護事業所にもお手伝いいただきたいと思いますが、先ほど言ったように、介護保険サービス以外のインフォーマルなサービスをNPOやボランティアで対応するとなると、鈴木委員の御指摘のとおり、小樽市の土台を見ると、大変厳しい状況にあるだろうと考えております。平成29年4月までに、この事業をやるに当たって、それに見合ったボランティアを育成できるのかということ、なかなか難しい部分もあるだろうと思っております。

ただし、今、全国的に、介護支援ボランティア制度ということで、65歳以上の元気な高齢者が要介護状態の方をフォローするという制度があります。この制度で頑張った方には後で保険料等の見返りがあるという制度なのですが、これは、道内では苫小牧市で既に実施してしまっていて、室蘭市でも実施しております。この制度については、今後、市町村に訪問介護と通所介護が移管になったときに、小樽市としても、今のボランティアの土台を考えると、やらざるを得ない状況が生まれてくるだろうと思っております。

いずれにしても、冒頭で説明させていただいたように、サービスの質と量がどの程度かまだ見えない中と、既存の介護事業所にどれだけお手伝いいただけるのかわからない中で、ボランティア育成については、その部分と並行して進めていかなければならない課題だというふうに考えております。

○鈴木委員

NPOやボランティア団体がなければ、先ほど言ったように、移管したときにかなり混乱すると思っております。それを量とかそういうことで判断が、だんだん動くのが遅れて、本当に間に合うのかという懸念もあります。そういった意味では、ある程度見越した形でやっていただきたいというのが意見であります。

もう一つお聞きしますが、このNPOやボランティア団体を管理監督といいますか、要するに統率するのは、小樽市がやるのですか、それとも何か別のことをお考えなのかということをお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

ただいまの御質問ですが、統率するところといいますと、これもなかなか大きな課題で、サービスを提供するボランティア側とサービスを必要とする利用者側を結びつける、コーディネートする機関が、どうしてもこの事業では必要になります。

平成24年度に、日常生活支援総合事業というものが全国で、一部の自治体でこの事業をやっているのですが、この事業を例に見ますと、コーディネートする機関については、社会福祉協議会が中心となって結びつけているという実態があります。その部分については、小樽市ではまだ詰めている段階ではありませんが、小樽市が直営でコーディネートするのは非常に難しいだろうというのと、先ほどの中島委員の質問の中でもありましたけれども、要支援者が1,600人ほどいますので、その方々が全員サービスを使っていくとなると、既存の介護事業所、ボランティア、NPOそれぞれのサービスを結びつけるには、やはり専門的な機関が必要だろうと考えております。そこも委員が御指摘のとおり、大きな課題というふうに認識しております。

○鈴木委員

そういったことで、介護保険制度の改革ということで、国からこういうふうにするということを出されましたけれども、なかなか難しい面も含んでいるかと思えます。そういった中で、本市としましては、当然、移管されるわけでありますから、時間は平成29年までであるとはいえ、すぐ直近の話でございますので、そのことについては十分

準備を進めていただきたいと思います。

◎入札不成立案件への対応について

次に、再入札の件です。

繰り返し入札が不調に終わっていて、今も不調なままの工事は何ですか、それから、11月の不調の工事は何ですかということを質問しました。於古発川改良工事並びに市営住宅排水管改修工事ということでしたけれども、入札についてはいろいろと変えて、しっかりと早めにやっていただきたいと思いますということでございますが、この於古発川改良工事、それから市営住宅排水管改修工事につきまして、これで市民の生活に迷惑がかかることがないのか、そして、これはいつまでにやらなければならないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

ただいま御質問がございました、入札不成立となりました工事のうちの於古発川改良工事についてですが、この工事は一刻を争うような緊急対策工事の部類ではなく、老朽化した護岸と河床を改良するという工事でございます。今回の入札不成立の原因でございます、除排雪作業や本州へのいわゆる出稼ぎなどによる冬期間の人手不足が解消される来年度の早い時期に着工することによって、市民の皆さんに影響が出ないようにしていきたいと考えております。

○（建設）建築住宅課長

次に、市営住宅排水管改修工事についてですが、この工事は計画的に実施している、老朽化した市営住宅の排水管を更新する工事であり、入札不調の原因は年内の人手不足でありまして、年明けには人手が確保できるということを確認しておりますので、市民生活に影響が出ないように年明けには改めて発注したいと考えております。

○鈴木委員

これらにつきましても、即、市民生活に影響がないということで安心いたしました。入札の不調がいつまでもそのままというわけにはいきませんので、早いうちにしっかりと入札をして、工事を進めていただきたいと思います。

◎小樽港の物流について

最後に、これは、代表質問をしてずいぶんな答弁だという思いがありまして、最後にしたのでございますけれども、小樽港の物流についてであります。

私は第2回定例会で、ロシア極東の好景気を背景に、道や旭川市が中心となり、企業が積極的に極東貿易をやっている、これを見習ってはどうかという質問をしましたら、時期尚早と。今定例会で、冷雪貯蔵のための雪氷倉庫の建設について、雪もたくさん港に捨ててありますし、そういうものを利用して、何とか貯蔵して、それを物流につなげたらいかがですかということを質問したら、そのようなことは考えたことはない。全く、という思いであります。

市長の御答弁の中に、道央圏の日本海側の物流拠点として、役割をしっかりと担っていきたいというお話があります。これについて、原課で一体、この物流というのはどういうふうにお考えなのかと。何を言っても、やっていない、考えていないと、そして、それでは何がありますかと言うと、なかなか出てこないということであります。今日ははっきりと聞かせていただきたいと思います、物流についてどうお考えか。

○（産業港湾）事業課長

今、厳しい御意見がございましたけれども、私ども小樽港で、近年、貨物量がどんどん減少しているという中にありまして、今後どのように物流の振興を図っていくかということは、本当に重要な課題というふうに考えております。

平成24年から、小樽港研究会としまして、市と港湾業界の方々で、物流の振興についても検討を進めてきております。具体的には既存物流の振興といたしまして、穀物類、フェリー、コンテナ、ロシアと、この四つについて個別に検討を進めてきております。これらの検討の中で、今後の取組、施策等についても議論しておりますが、一例

といたしましては、例えば穀物類につきましては、小麦の積出し港としての可能性を探っていくということが一つございます。また、フェリー、コンテナにつきましては、小樽港独自の背後地域になっております後志圏の農産品、加工品の新たな掘り起こしというのを、官民で連携して進めていかなければならないという取組事例も今、出ております。また、ロシア貿易につきましては、今後インフラ整備が進むと期待されておりますロシア極東、サハリンとの間に定期航路を拡張させていただきたいという取組例も出ております。今後、これらの施策を具体的にさらに進めまして、また既存貨物の物流の振興だけでなく、新たな貨物の取扱いの可能性というのも、この研究会の場で検討していきたいと思っております。

今、私が説明させていただきましたのは、あくまでも検討段階の話になりますけれども、今後こういった検討をやはり実施に移していくことが必要になるかと思えます。基本的には、各機能別に、それぞれ関係する港湾業界の方々と連携して、流通分析や情報収集、荷主等へのポートセールスを行いながら、小樽港の物流の振興を図っていきたくと考えております。

○鈴木委員

今、国際旅客船ターミナルビルの建設や第3号ふ頭のクルーズ客船の誘致については、本当にうまくというか、実績どおりいっていると思えますし、その部分では本当に港湾室を評価しております。

ただ、物流ということを行っている以上、今おっしゃったように、検討中とはいえ、やはり、こういうことを検討しているということも含めて発信していただかなければ、結局、何も考えていないのではないかとおぼれてしまうわけでありまして。ぜひとも、検討中でも、ある程度こういう考えはあるということをもっと発信していただきたい、それから、実践に移していただきたいということをお願いして質問を終わります。

○酒井委員

◎防災について

私も一般質問の中から、まず、防災について、もう少し詳しく質問していきます。

防災計画についての項目の中で私が質問したのは、同報系無線野外スピーカーの設置の件であったのですが、私としては、市民の方に危険を知らせる、より多くの方にいち早く知らせる方法としては、サイレンによる警戒、それから警戒信号、それから同報系無線野外スピーカーの設置がやはり必要ではないかと強く感じています。その他の方法としましては、テレビ、ラジオ、携帯電話、若しくは広報車、消防車という手段があるということだったのですが、この有効性という意味では、野外スピーカーの有効性は高いのではないかとおもうのですが、まず、その点について、有効性について御説明いただきたいと思えます。

○（総務）沢田主幹

同報系無線で屋外スピーカーによる情報提供ですけれども、有効性が高いという上では、情報伝達のいろいろな手段の中では、一つの手段だと考えます。

また、本年、安平町に行きまして、本年3月に安平町で整備が終わった同報系無線がありまして、それを聞いた中では、家の中にいると聞こえないといった声もありました。また、安平町は21か所の子局を持っているのですが、メンテナンスを行う上でも、故障を判断するために朝と晩に放送を流すなどしております。そういう中では、うるさいといったことも聞いております。そういうところについては、スイッチを切って朝夕の放送はできないようにしたということも聞いております。多くの人々に伝える手段の一つだとは考えております。

○酒井委員

一般質問の中で、小樽市は長い海岸線があるということで答弁いただいているのですが、概算で結構なのですが、例えば海岸線沿いに同報系無線野外スピーカーをつけるということになると、何基ぐらい必要なのか、それから1基のスピーカーでどれぐらいの範囲がカバーできるのか、その辺の試算はされているのでしょうか。

○（総務）沢田主幹

仮に小樽でつけるとした場合の試算でございますけれども、安平町の状況であれば、スピーカーからの音が届く範囲が300メートルということで聞いております。それであれば、600メートル置きにつける必要があるかと思いません。そういう中で、おおむね40から50基つけた場合、約2億円を超える事業費になると考えております。

○酒井委員

その導入に向けて、その他さまざまな課題があるということで、これも答弁いただいております。このさまざまな課題について、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○（総務）沢田主幹

さまざまな課題ということでございますけれども、先ほど答弁したように、事業費が大きくなるということで、安平町の場合は、交信ができるということで、一部、補助金が入っていると聞いております。また、小樽市は海岸沿いに避難所が少ないですが、安平町は避難所に設置しております。そういうことで補助金の対象になったのではないかと思います。

そういうことを考えれば、子局を設置する場所、用地関係、それらの用地買収などが必要ではないかと思います。ただ、財源的な問題で、事業手法など、それら事業の取組手法というか、財源の問題もありますので、そういうことでさまざまな問題ということで答弁したものです。

○酒井委員

いろいろ問題はある、それから、設置した市町村に視察に行って、それについて近所の方から苦情などがあるという現実もわかりました。

ただ、最初に言いましたように、多くの方にいち早く知らせるという意味では、野外スピーカー若しくはサイレンの設置というのは、やはり前向きに検討していかなければいけないのではないかと強く思っております。これについて、今後もさらに研究を重ねていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎がん対策について

それから、がん対策について質問させていただきます。

まず、小樽市で実施しているがん検診の種類が5種類あるということで、年度ごと、それから種類ごとに受診率を出していただきました。例えば肺がん検診でいきますと、平成22年度、11.3パーセント、23年度が10.6パーセント、24年度については9.6パーセントで、その他についても減少傾向にあるという答弁をいただいております。

まず、この減少傾向について何が原因なのか、その辺について分析されていましてら答弁をお願いします。

○（保健所）保健総務課長

今、がん検診の受診率がやや減少しているということで、一般質問の中でも市長から答弁させていただきましたけれども、傾向としては、正直言いまして、増えていないというのは事実ですし、やや減少しているということでございます。

そういった中で、この原因につきましては、2年前に、地域診断事業と申しまして、一般市民の方々に、なぜがん検診を受けないのかという調査をさせていただいた結果、住民の方々からは、自分のがんにならないから平気だろうと、何かあれば病院に行けば何とかなるだろうということで、検診の重要性についてなかなか御理解いただけないという状況だったと認識しておりますので、そういったものが一つ大きな原因ではないかと考えております。

○酒井委員

私も時折、予算特別委員会などで、このがん対策、それから受診率について質問させていただいておりました。それで、がん対策についての質問の中で、北海道での取組ということで紹介させていただきましたけれども、小学生などを対象に、学校に出向いて、授業の中でいろいろと取り組んでいると、それを通して間接的にはありますが、児童から例えば保護者にがんの正しい知識を伝えていただいて、がんに興味を持っていただく、がんという病

気がどういふものなのかということをお真剣に考えていただくという取組をしているということでお紹介させていただきました。小樽市においても、小学生に対して、たばこがんに関しての啓発活動をしているということだったのですが、これの実績についてお聞かせいただけますか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市の学校における健康教育の実績でございますが、たばこ、お酒、薬物ということで、がんに関してという特化したものではございませんけれども、たばこに関する中で触れさせていただいております。

平成23年度は、小樽市保健所が実施した分は、小学校6年生に対しまして、8校ですが、実施しております。

24年度につきましては、小学校6年生に対して、3校で実施しております。

25年度は、12月5日現在まででございますが、小学校6年生に対して、3校で実施しております。

○酒井委員

学校に出向いて出前講座的にやっているかと思うのですが、この宣伝というか、学校側から申し込むのか、それとも保健所若しくは教育委員会から学校を指定しているのか、その辺について、どういう手続というか、段階を踏んでいるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

流れにつきましては、今年度につきましては、教育委員会に相談しまして、校長会で思春期の健康教育を保健所で実施させていただきたいということでPRさせていただいております。それに基づきまして、学校でいろいろと御検討いただきまして、学校から保健所にお申し込みいただいております。そして、学校と相談させていただきまして、当日のテーマや、どういうことを御要望されているのかということをお打合せした上で伺うということになっております。

○酒井委員

教育委員会にお聞きしますが、学校から申込みがあって、保健所が出向いていくということなのですかけれども、学校の授業の時間の中でやるかと思うのですが、どういう時間の中でやるのか、例えば国語の時間を変えてやるのか、それともレクリエーション的な時間を使ってやるのか、その辺についてお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室長

時間でございますけれども、ほとんどが保健体育の授業の時間、総合的な学習の時間、特別活動ということで、行事ということではなく、授業の中でということでございます。

○酒井委員

保健体育の授業の中でということでもあります。学校で決めるのか、それとも学年で決めるのか、それとも担任が決めるのか、わからないのですが、がんだけではないのですけれども、小樽市の死因の第1位はがんでありまして、そこにたばこという部分も入ってきますと、やはり教育委員会の御協力も必要かと思っておりますので、ぜひ連携して取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時50分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

代表質問をさせていただきましたが、その中でどうしても再度確認させていただきたいことが何点かありましたので、お聞きいたします。

◎北海道新幹線について

最初に、北海道新幹線の一部負担についてでございます。

北海道新幹線の小樽市の負担分については七、八億円で、これは消費税率アップや一定程度の物価上昇などを見込んだ概算額なので、大幅な増加はないという御答弁でした。しかし、新聞に、12月10日が期限であったわけなのですが、札幌市が、北海道から求められていた負担額について、負担割合の根拠が不明確として回答を保留したという記事が載っておりました。札幌市が道の提示した金額を負担しなかった場合、小樽市の負担額に影響がないのか、この点について確認させていただきます。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

負担割合につきましては、駅が設置される自治体と北海道とが協議しておりまして、小樽市にも北海道から道の負担すべき負担金の10分の1ということで、11月15日付けで協議が来ておりました。それで、先月27日に同意文書を提出、北海道もこれを受け取っております。つまり、決定したということでございます。したがって、札幌市の負担割合、これが今、10分の5、10分の4などと言われておりますが、この増減に影響されることはもうありませんので、本市の負担割合が増えることはないということでございます。

○松田委員

これで安心しました。ただ、負担額のことはそれでいいのですけれども、もし札幌市が道から提示された負担額に同意しないということになると、工期が遅れるなどの影響がないのか、この点についてお聞きします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

今、札幌市と北海道が協議している内容が負担割合ということでございまして、これが10分の5になるのか、10分の4になるのか、それ以下になるのかということですが、負担割合についての協議でございます。つまり、札幌市は負担金を払わないと言っているわけではないわけございまして、札幌市議会でも、札幌市長が決断をいたずらに延ばすつもりはないというふうに答弁したと聞いておりますし、年末までには最終判断をする予定であるというふうにも聞いております。したがって、新幹線の整備は淡々と進むというふうに思われますので、新幹線の整備には影響が出ないものというふうに考えております。

○松田委員

無事に工事が進むように願っております。

◎障害者福祉サービスに係る特別地域加算について

次に、障害者福祉サービスに係る特別地域加算の未請求に関連して、同様にお聞きいたします。

代表質問では、過疎地域として公示されるとなぜ加算されるのか、制度についてお聞きしましたが、御答弁では、厚生労働省の告示により15パーセントを加算することになっているからということでした。私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、私がお聞きしたかったのは、なぜ過疎地域になると15パーセント加算されるのか、そして対象がなぜ障害者や障害児のサービスの8事業なのかということですので、もう一度、御答弁をお願いいたします。

○（福祉）障害福祉課長

まず、なぜ過疎地域になると15パーセント加算されるかということですが、特別地域加算とは、過疎や豪雪地帯、農山村地域など、サービスを提供する事業所が、障害者の自宅を訪問する際に、交通の便等が不便な地域ということで、交通費やガソリン代などがかさむことから、事業所への配慮として、事業所への報酬に15

パーセント上乘せするものでございます。

また、8事業につきましては、小樽市で今回、対象となる事業が8事業と説明しておりますが、これにつきましては、ヘルパーが障害児の方、障害者の方の家を訪問する訪問系のサービス、また、相談支援事業所が障害者の家を訪問して計画相談をつくるサービス、いずれにしても、障害者の家へ事業所の方が行くということで、そういう意味で、ガソリン代等を配慮したサービスの内容となっております。

○松田委員

代表質問への御答弁では、障害福祉サービス受給者証の差し替えは完了しておらず、利用者には受給者証を持参かたがた自己負担が変更される理由を説明するとおっしゃっていましたが、今おっしゃったような説明をしなければ利用者の方も納得しないのではないかと思います。利用者の方に自己負担も増額なることを理解していただくため、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

それで、受給者証の差し替えの対象になる方はどのくらいいるのか、いつから説明に伺うのか、お聞かせ願います。

○（福祉）障害福祉課長

自己負担がかかるということで説明の対象となる世帯でございますけれども、私どもでは17世帯の方々に説明してまいります。

時期といたしましては、定例会が終わる予定の来週末ぐらいに私が訪問して、松田委員の今の御指摘のとおり、丁寧なる説明をして御理解を求め、そういうことで考えております。

○松田委員

経過説明についての御答弁では、過疎地域として公示になったことについては、部長会議や庶務担当者会議で説明し、職員の周知がなされていたと考えているということでした。なおかつ、平成22年3月に開催された庶務担当課長会議において、過疎地域として公示されることによる担当業務の影響について確認を行うよう、財政課から依頼を行ったという御答弁をされておりますが、福祉部では確認作業は行ったのでしょうか。それとも、行っただけでも、認識されなかったということでしょうか。

○福祉部長

そのころの作業といたしましては、過疎地域として公示されることに伴う、過疎地域自立促進特別措置法の中でどういう影響があるかということを中心に私どもも調べていたと思います。今回のケースのように、それとは別のところにある、位置づけられている制度について、やはり認識が漏れていたものというふうに考えております。

○松田委員

また、同じく御答弁によると、本来、事業所への制度改正の周知は、都道府県が行うものであるけれども、特別地域加算については、事業所は利用者の受給者証に記載されることのみでしか内容を知ることができなかったことから、このたびの加算にかかわる説明責任は都道府県ではなく小樽市にあるということでした。ということは、今回の未請求問題については、事業所には全く非がないということで認識してよろしいでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

制度改正にかかわります事業所への周知につきましては、都道府県でも報酬改定等の情報提供はしているところでございますけれども、今回の特別地域加算につきましては、小樽市が受給者証に記載して事業所へ周知するということでは、小樽市に責任があったものというふうに考えております。

○松田委員

これは代表質問の再質問でも聞いたことなのですが、少し理解ができないことがありましたので、もう一度お聞きいたします。

事業所からの指摘後の経過なのですが、昨年12月に事業所から問い合わせがあったとき、小樽市が特別地域加算

の対象になることがわかったけれども、受給者証に特別地域加算の対象になる旨の記載をして事業所に周知することの認識がなかったという御答弁でした。記載している、していないは別として、問い合わせをしてきた事業所には、小樽市が特別地域加算の対象になるということは説明したのかどうか、この点についてもう一度お聞きします。

○（福祉）障害福祉課長

昨年12月の話ですけれども、市内の事業所より、小樽市は特別地域加算の対象になるという話を聞きました。その事業所とは、何らかの回答を求めるとりにはなりません。職員は、小樽市が特別地域加算の対象になるということがわかりましたので、事業所から加算のついた請求が来たら支払うという認識にはなりましたが、小樽市から事業所に対して周知することについては、そこまでの理解をするまでには至らなかったということです。

○松田委員

問い合わせがあった事業所にはそういう説明をしなかったということなのですが、今回対象になった、請求漏れになったところが30事業所あったということなのですが、この問い合わせがあった事業所以外に説明することとはなかったのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

その当時の障害福祉を担当する職員の間では、全事業所に対して周知するところまでの認識には至らなかったということです。対象となる事業所への周知につきましては、その時点で行うことができておりませんでした。

○松田委員

あと、請求から支払までの流れということなのですが、受給者証に特別地域加算の表示をしなかったから、事業所は加算金の請求ができなかったということですが、利用者の方は一つのサービスを受けているだけではないと思います。加算の対象になるサービス、ならないサービスの両方を受けていると思います。事業所が請求するときの流れというのは、障害福祉サービス費を市に請求するとき、受給者証の写しなどを添付したりして請求するかといったことで、請求から支払までの流れについてお聞かせ願います。

○（福祉）障害福祉課長

請求から支払までの流れにつきまして説明させていただきます。

障害福祉サービス提供事業所に対する給付費の支払につきましては、国民健康保険団体連合会を介して行っております。

支払までの流れといたしましては、各サービス提供事業所は、サービス提供を行った月の翌月10日ごろまでに、サービスの実績に基づいたデータを国保連合会へ電子送信いたしまして、国保連合会は、その内容をチェックした上で、その審査結果に基づいて請求額を計算して、市町村に対して、サービスの提供を行った翌々月の上旬ごろに納付通知を行い、市がその額について期日までに納入するという流れになっております。一連の流れにつきましては、国保連合会とのデータ送信のやりとりになっております。

また、事業所にいつごろ収入として入るかという部分は、例えば12月にサービスを提供した場合は、事業所に対して実績として入るのは2月中旬ごろになるという流れになっております。

○松田委員

今、2か月ぐらいかかるということなのですが、事業所への支払に対して支払明細書が出るのかということなのですが、その支払明細書に加算額の表示、記載があるのかどうか、それがあれば、請求したけれども漏れていた、請求されていないと事業所が認知できたのではないかと思うのですが、明細はどのようになっていますか。

○(福祉) 障害福祉課長

サービスを提供した事業所に国保連から明細が行くかどうかにつきましては、私といたしましては、現時点で、そこまでの詳細につきましては、申しわけございませんが、承知しておりません。

しかしながら、今回の加算に係る請求につきましては、事業所にも、これまでの平成22年度から今日までの部分について、事務作業に大変御迷惑をかける部分もありますので、事業所に対しまして加算額の請求がスムーズに行われるよう、私たちといたしましても、事業所と、加算に係る請求事務について連携させていただきながら、スムーズな支払作業を行ってまいりたいと考えております。

○松田委員

昨年12月に指摘された時点では気づかなかった、本年7月に他の事業所から指摘を受け、市は加算金を払わなければならないなかったという誤りに気がついたということですが、その事業所はなぜ加算制度があることを知ったのか、それについてお聞かせ願います。

○(福祉) 障害福祉課長

7月に指摘した事業所がどのようにしてわかったかということですが、その点につきましては、申しわけございませんが、私のほうでは承知しておりません。

○松田委員

7月に別の事業所から指摘されて、誤りに気づいてから、加算金が発生する地域だったということを公表するまでに4か月かかっています。4か月もかかったことについてどのように認識されていますか。なぜ、これだけ時間がかかったのかについて御説明願います。

○(福祉) 障害福祉課長

公表までに4か月かかった理由につきましては、この間、私どもで事業所への加算額の支払額の総額や、年度ごとの各事業にかかわる加算額の総額、今年度の所要額も含めて、補正額をどのようにするかなどの確認作業を行ってまいりました。また、この間、事業所に訪問させていただいて、加算の概要等についての説明や、聞き取りなども行っており、それらに4か月要したということですが、

○松田委員

今回の自己負担分については、事業所に請求放棄をしてもらうことについては理解していただいたという御答弁をいただきましたけれども、先ほど言いましたとおり、今回は事業所に非がないということからすると、本来は請求放棄をしてもらうのではなく、市が負担すべきだと私は考えます。

あと、事業所に請求放棄をしてもらうことについては、事業所からの申出でいいですよと言ってもらったのか、本当に事業所に納得してもらっているのか、それとも、市がこういう事情なのでお願いしたことなのか、この点についてはどうでしょうか。

○(福祉) 障害福祉課長

利用者負担額が増額する件につきまして、私どもで事業所とも話をさせていただきました。事業所でも、利用者によっては転出などによりいなくなって徴収することがなかなか難しいという話もありました。その中で、今回、市町村民税課税世帯の方は1割の利用者負担額が増加することになるわけですが、これにつきましては、事業所に、来年1月のサービス利用分から請求していただくということで、御理解いただいたということでございます。

○松田委員

今回、特別地域加算制度の未請求の自治体が後志管内10町村だけかと思っていまして、後日の新聞報道で、実は道内の約4割の市町村がこういう未請求だったということが判明しました。先ほど言ったように、事業所に請求放棄をしてもらう点について、小樽市ではそのように納得していただいて、請求放棄をしてもらうことになったよ

うですけれども、全道でそうなのかということなのですが、片や小樽市ではそのように事業所に請求放棄をしても、片やある自治体では肩がわりしないというふうになると、対応がまちまちになって混乱を招きかねないのではないかと思いますので、この点についてはどのように考えているか、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉部長

ほかの自治体にも問い合わせをしましたが、やはりその部分の徴収は難しいという話を伺っております。もし今後、何かそういった違うような要素が出てきた場合には、恐らく北海道が調整して、一定のガイダンスをしてくれると思っておりますけれども、そういうものがもしあれば、それに従っていきたいと考えております。

○松田委員

福祉にかかわる業務というのは、制度改正が多く、職員の方も対応に大変苦慮する部分もあると思っておりますけれども、道内の 6 割の自治体はきちんと処理していたわけですから、今回の業務事故については真摯に受け止めて、市長の御答弁にもありましたが、再発防止に向けてしっかりと頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎空き家対策について

最後に、空き家対策についてお聞きします。

これも代表質問をさせていただいたことなのですが、秋田県大仙市での行政視察の例を引きながら質問させていただきましたけれども、もう少し前向きな御答弁をいただけるのではないかと期待しておりましたが、相変わらずいつも同じような答弁で、何ら進展していないということで少しがっかりした部分もあります。

それで、庁内に検討委員会がありますけれども、再度、確認させていただきたいと思いますが、検討委員会は条例の制定が前提での検討委員会なのか、それとも条例を制定するかしないのかも含めての検討委員会なのかお聞きします。

○（総務）企画政策室安部主幹

庁内での検討委員会、空き家対策庁内連絡会議ということでございますけれども、空き家への対策につきましては市のさまざまな部署に関連した対応が必要でありますので、それらの情報共有や連携を図る目的で設置しております。あわせて、条例制定に向けてさまざまな課題の整理などを行っている会議でございます。

○松田委員

ということは、条例を制定するかしないかを今後、検討するということでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

条例の制定を検討するという方向で進めております。

○松田委員

条例を制定するということですが、そのめどについては、どのくらいをめどと考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○（総務）企画政策室安部主幹

条例の制定のめどということでございますけれども、具体的な時期については今、申し上げられませんが、例えばこれまでの空き家の対応におきまして、対応が困難であったり、できなかつたりする場合、例えば、所有者の所在が不明である場合の行政処分のやり方、緊急的な安全措置や行政代執行といったことを行わなければならない場合の執行の手続、手順、費用の徴収といったやり方の具体的なマニュアルの整理、また、条例を制定する場合の規定の内容、それから、助成制度などのあり方などについて検討しております。そういった課題の整理を行いながら、条例の制定時期について決めていきたいと考えております。

○松田委員

大仙市の条例について例を引きながら質問させていただきましたけれども、大仙市の条例制定までの経過、内容について市では承知していますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

承知しております。

○松田委員

承知しているということですが、大仙市では、市民の声を聞くために自治会長や町会長へのアンケートを実施し、それによって空き家の実態を知ること尽力しており、私は、小樽市でも空き家に関するアンケートを実施するよう提案いたしましたけれども、関係部署が日々の業務で行っているパトロールや、市民からの通報で把握しているからしないという御答弁でした。しかし、その地域のことを一番よく知っているのは地元の方ではないかと思えます。なぜアンケートができないのか、その理由と、アンケートを実施することに何か問題があるのかどうか、この点についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室安部主幹

ただいま、町会などへのアンケート調査につきましては、できないとは考えておりませんでして、それぞれの地域から広く情報を収集する方法の一つとして検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

検討をよろしくお願いします。

それで、大仙市では、自治会長等にアンケートを行ったときには空き家が1,304件だったけれども、その後、臨時職員を雇用して、場所を確認しつつ実態調査をしたところ、わずか2か月後には1,415件になっており、その2か月間で100件余りも空き家が増えていたと聞いています。時間がたてばたつほど空き家が増えます。

また、昨日、一般質問で我が党の秋元議員も提案しておりましたが、空き家だけではなく、ほかの調査との抱き合わせでもいいのではないかと思います。ほかのアンケートをしたときに、予算として切手代などで20万円かかったと聞いていますけれども、ぜひアンケートを実施していただければと、そういう方向性で考えていただきたいと思えます。

また、大仙市の場合、アンケートをしたらパブリックコメントをしなくてもいいというか、町会長のアンケートでパブリックコメント的な要素を引き出したと言っていました。そこまでしてくださいとは言いませんが、条例制定への道筋の参考になると思えますので、ぜひアンケートを実施していただければと思います。

アンケート調査を基に危険度を区分けしたときに空き家マップを作成したと、大仙市では言うておりました。大仙市では、消防職員もその部署に配置し、時には所有者と話し合いをするため、県外まで出張させることもいとわないう言っていました。その根拠にあるのは市民の安全を守るという視点だと言うておりました。

そういったことで、このアンケート、空き家条例の制定はぜひやっていただきたいと思えます。条例を制定した自治体は270以上あり、道内でも10月1日時点で20市町村あると聞いています。財政的に問題があるということでしたけれども、そのためにも、どのような解決方法があるか、町会長へも意向を聞いたらいいいのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

空き家の所有者に対しまして適正な管理を促して、市民の安全で安心な生活環境を確保するためには、おっしゃるように、条例の制定が有効な方策の一つであると考えております。先ほども申し上げました業務の流れの整理や、今お話にありました町会への調査、それから、条例を施行した場合には、相談などの件数の増加や新たに発生する業務なども考えられますので、本市における空き家対策の窓口としてどういった組織や人員の体制が必要なのかということも含めまして、そうした課題を解決しながら、条例制定に向けた検討を進めたいと考えております。

○松田委員

なぜ条例が必要かといいますと、条例がない場合は、いろいろな苦情が出たときに、窓口が1か所ではなく、たらい回しにされることも今までにあったということで条例が必要だと。また、条例がない場合は、行政指導しかできなかったけれども、いろいろと抜本的な解決をするための指標になるのがこの条例だと思いますので、必ず制定していただきたいと要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎カジノ誘致について

本会議では、カジノの誘致の問題について、相当時間を割いて議論させていただきました。あえて答弁は求めませんでしたが、今日はカジノの誘致の問題について、この委員会で質問させていただきます。

本会議を聞いていらっしゃる方はわかると思いますけれども、私どもは、市と住民が協働してこれまで数十年、本市のまちづくりを行ってきた、特に先人に残していただいた歴史的な資源、自然環境というすぐれた本市の特質を生かして、それに誇りを持ってまちづくりを行ってきたのではないかと、そういう本市がこれまで努力してきたまちづくりの理念とカジノ誘致というのは、基本的に相入れないものではないかと、さらに、そういう住民や行政の努力が築いてきた小樽のまちのブランド力、イメージ、こういうものをおとすとして傷つけるのではないかという主張をさせていただいたわけでございます。

そういうことについて基本的にどのように考えられるのかということをお聞きしたいと思います。その前に、つい先日、12月5日に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆるIR推進法案がまとまって出てきているわけです。前にも出ましたけれども、これが最終的なものだと思っております。この中に書かれておりますIRの定義、どういうものをIRというのかということが書かれております。これについて私が説明したら質問時間がとられますので、今回は担当理事者からきちんと説明していただきたいと思っております。まず、それをお願いします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

さきの臨時国会で提出されました、いわゆるIR推進法案の中のIRの定義についてでございますけれども、第2条で施設と区域について定義しております。

第1項で、「この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であつて、民間事業者が設置及び運営をするものをいう」、第2項で、「この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう」と記されております。

○山口委員

前定例会で市長は、今定例会でも昨日の答弁で主張されていましたが、積極的に誘致を働きかけたいと思っていられるわけです。そういう決意も表明されたわけです。この間、第8回日本カジノ創設サミットin小樽も行われました。本市のどこにそういう施設が立地できるのかについては具体的に想定されているのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

本市のどの地域ということでございますけれども、市としては、ということではなく、現在、小樽国際観光リゾート推進協議会、民間の協議会でございますけれども、そちらで、IR構想実現に向けて、四つの提案ということ

で、四つの地域を提案しているという現状になっております。

○山口委員

その地域を説明してください、四つね。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

四つの地域でありますけれども、まず①として築港地区を中心とした整備モデル、②として朝里川温泉を中心とした整備モデル、③として運河周辺地区を中心とした整備モデル、④としてカジノ船による整備モデル、以上の四つであります。

○山口委員

今の答弁の前に少し気になることをおっしゃいました。誘致を推進する民間組織が想定されているという説明がされました。ただ、市は、市民に向かって、カジノ誘致を推進するのだと表明されています。仮でも立候補されたわけですから、道に要請に行かれたわけですから、一定の根拠や、ある意味では確信を持って、これが本市のためになると思ってお出しになっているわけですから、当然、具体的な想定を頭に入れてされたのだと思います。そういう中で、市としてはどういう判断をされているのか、どこにそういう施設を置くことができ、どこにそういう施設を置いたら、市長が述べられているように雇用の促進や集客、それと、宿泊率の増加というのをおっしゃっていますけれども、そういう小樽市に寄与するような効果が生まれるのかということ、当然、念頭に置いて議論された上で、誘致をかけられるのが筋ですから、人ごとのおっしゃっては困るわけです。そういう意味で、市として、内部でも一定の議論がされていると思いますけれども、主にどこにカジノを誘致するお考えなのか、それは一定の判断がされていると思いますので、お答えください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

四つの案ということで、協議会の案を申しあげましたけれども、市としてということではありますが、さきの議会の中でも市長が答弁しておりますように、I R 推進法案がこの臨時国会に出された中、これが今後、審議され、成立、その後実施法という、いろいろとまだ要素がございますので、現在のところ四つの提案ということで協議会から示されておりますけれども、そのうちのここということで場所を特定しているものではありません。

○山口委員

先ほど説明していただいたこの施設というのは、単にカジノだけではないわけです。例えば会議場施設、コンベンションですよ、レクリエーションの施設、展示施設、宿泊施設その他と書いてあります。これは複合施設です。これが立地できるところが想定されているのです。四つ出しているというのは、そこで想定されているわけです。例えば、ウイングベイ小樽ではそういうことが可能ですか。運河周辺ではそういうことが可能ですか。船では可能ですか。そういうことを当然、議論されているわけでしょう。検討されていないでこれをやっているのですか。可能かどうか、そういう検討もされたのかお聞きします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R 推進法案の中でそういった施設と記されておりますけれども、I R の定義について、一体の地域に全てを整備するという縛りのきついものというふうに理解しておりません。協議会では、小樽市のみならず広域的な面も含めた中で地域という案も出ておりますので、そういった面で行くと、法案に書いております施設を全てつくるといってもないということがございます。それで、先ほどの、案として出されてあります四つの場所について、繰り返しになりますけれども、具体的な検討はしておりません。

○山口委員

相当、望洋としていますよね。今のような解釈でいけば、例えば、ニセコや赤井川も含めたエリアの中で担う部分で、小樽は例えばウイングベイのところと考えた場合、築港地区で考えた場合、ホテルがありますよね、そこをカジノとして設定して、そのほかの施設については、例えば余市など後志圏内に振って、地域として総合リゾート

地として、IRとして設定するということになる場合もあり得るということですか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

先の話ですけれども、可能性としては、それだけということ、カジノ単体というのではなく、示されている案としましては、大型複合施設以外にも、カジノとホテルの併設型、又はホテルを併設しない食事という併設、こういうものも示されておりますので、可能性としてはそういったものになるということはありません。

○山口委員

今の御答弁を聞いていると、小樽はカジノだけではなく、例えば飲食と抱き合わせで、その分は引き受けると、そういうことで誘致を進めるというふう聞こえたのですけれども、そういうことですか。

○(産業港湾) 観光振興室川嶋主幹

誘致を進めるという、そういう委員からの御質問で、可能性もあるということの答弁です。

○山口委員

そういうことになると、ある意味では、トランプではばばを引くと言いますけれども、一番問題のある部分を小樽が引き受けるということですよ。カジノについて、どうもIRという言葉で大分お茶を濁されておりますけれども、内部は安全だということは誰でもみんな思っています。周りのことについて全然、議論がされていない、私はそう思うのです。

カジノが開設されれば、当然、それに付随する施設が周辺にできます。例えば、築港のウイングベイにできれば、あの周辺には確実に風俗店ができます。カジノで金を稼いだ人は、例えばマカオでは、市長もマカオにお行きになったかもしれませんが、昨日5か所に行ってきたとおっしゃっていましたが、マカオに船で渡るために香港の旅行代理店に行くと、そこは女の人の写真でいっぱいです。宿泊と飲食と女性のバックで売られているわけですよ。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にかかわるような施設がいっぱいできるわけですよ。そういうことが想定されます、外側ですよ。ある意味では住民に一番関係する部分ですよ、施設外ですから。そういうところに関連施設ができれば、当然それに関与する犯罪組織、例えば指定暴力団などがかかわってくるのではないですか。

また、韓国江原道にカンウォンランドというところがあります。ここは年間売上げが665億円だそうです。韓国にカジノは17施設あります。そのうち国内客を受け入れるところはここだけだそうです。韓国で17施設あるうちの16施設、海外客しか入れない施設全部を合わせたよりも、カンウォンランドのほうが売上げが多いそうです。YouTubeに投稿されておりますけれども、カンウォンランドの常務取締役がインタビューに応じております。それから、誘致にかかわった市民団体の方のインタビューも載っております。彼らは基本的に、こんなはずではなかったということを言っています。665億円もの売上げがあつて、彼らは反省しているのですよ、こんなはずではなかったと。カンウォンランドの中に韓国賭博中毒センターというのを設置したそうです。常時7名の相談員を配置しているそうです。1か月に15日カジノに通っている、こういう人は基本的には賭博中毒だそうです。こういう対応もしているわけです。なおかつ、自殺は外でされるのかと思ったら、施設内で自殺した人が毎年四、五人いるというのです。また、このまちは、カジノが開設されたときには10万人の人口がいたそうです。雇用で人口が増えるだろうと思ったら、とんでもない話で、今5万人だそうです。なぜ人口が減ったかと思ったら、強盗や殺人が頻繁に起きたということなのです。周辺でそれだけ治安が悪くなったということです。映像にも出ておりますけれども、私は堺町の看板の話をしましたけれども、あんなレベルではないわけです。質屋がどんどん並んでいます。風俗店もいっぱい並んでいます。それはそうでしょう、丸裸にされるわけですから。浮浪者も増えてきます。治安も悪くなります。その結果、都市に起こったことは、移住してくる人が増えるのではなく、出ていく人が圧倒的に多くなったということです。誘致した市民団体の方は、現状では、誘致した自分たちが住民に殴り殺されるかもしれないと、そのぐらいの危機感を持っていると。要するにお金を全部使い果たして自殺者が大勢出たり、浮浪者が出たりする、二、

三千人の浮浪者がいると本人たちが言っているのです。強盗など犯罪が多発して、全国から犯罪者が集まってきているような印象だと言っているわけです。子供たちを学校に通わせるのも不安になって、まちを出て、ほかのまちに移る人も多数いるのだと言っているわけです。カジノで仕事が増えて地域もよくなると彼らは思ったと。しかし、先ほど言ったように、人口は半分になってしまった、とんでもない思惑違いだったということ、誘致団体の方が10年後に述べているわけです。カンウォンランドの理事の人も、経営者側ですね、インタビューで答えているのですけれども、先ほど話しましたが、カジノ施設内だけで毎年5人から10人の自殺者がいるのだと、地域経済を立て直してくれる黄金の卵だというふうに思ったけれども、その副作用については全く考えていなかったのだと言っているわけです。

だから、そういうことも含めて、やはりきちんと調べて、経済効果だけをおっしゃっているようですが、本当に安全だと、対策はできるのだということをずっとおっしゃっているけれども、どうもそうではないのではないかということを実際に考えていただきたいのです。

先ほどの4か所のうち、運河周辺も含まれるようですが、よく平気で立地の候補地に入れるなど思うのです。先人が残してくれたこの都市遺産ですよ。これが評価を受けて、私たちのまちはすばらしいまちだと、みんな誇りを持っていて、小樽に住んでいることに対しては、例えば旅行に行かれたら、いいまちに住んでいますねと言っているわけですね。そうしたまちへIRの名の下にカジノを誘致することを本当にやっていいのかと、一番初めに申し上げましたけれども、このまちがせつせと一生懸命積み上げてきたイメージ、これはブランドですよ、これを本当に守ることができるのかと、運河とカジノのまちということになるのですよ、これでいいのですか。理念のない観光は衰退する、滅びると私は申し上げましたけれども、こういうことに必ずなっていくのではないかと思いますよ。

小樽市民に御意見をお聞きになる前に、ふれあい観光大使がいらっしやるよ、小樽の応援団です。調べましたら、平成25年11月現在で52名いらっしやるそうです。それから、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例で寄附していただいています、小樽の最たる応援団です。東京小樽会や関西小樽会、商大のOB、こういう方々が25年10月31日現在、延べで1,008名寄附されているそうです。それからもう一つ、おたる案内人ということで、講座、試験を受けて資格を取っていらっしやるボランティアの方々ですけれども、特にマイスターは難しい試験で、私も今、受けたら絶対受からないようなものですが、ある意味では小樽の博士ですよ、地域博士と言ってもいいような方ですけれども、マイスターは29人いらっしやるそうです。1級の方が323人、2級の方が289人いらっしやるそうです。こういう方々はどういう思いでこの試験を受けられたのか、ふれあい観光大使の方々はどういう思いを持ってこの任務を引き受けられたのか、まちづくり寄附条例でお金を、1億円ですよ、当初想定していた金額よりもはるかに多額の寄附を寄せていただいているわけですが、こういう方々はどういう思いで寄附されているのか、こういうことについてどのように思われますか。これを、どなたでも結構です、お答えください。

○市長

まず、IR推進法案が12月5日に国会に上程されたわけでございまして、実際のIRの推進について、今、委員がいろいろとおっしゃっていたことについて、議論はこれからでございます。今、委員のお話を聞いておきますと、既にIR推進法が成立して、委員が心配されているようなことが危惧されるような、そういう法律になったように私には聞こえるのです。私も委員と同じように、歴史的な資源を守る、自然を守る、それから小樽のイメージが崩れないようにする、当然ですよ。そういったことが、IR推進法が成立して、仮に小樽でそれができたことになったときにも、そういったイメージを崩さないような、そういうような施設づくりをするべきではないですか。

今、いろいろな例をおっしゃっていますけれども、そうではない例もたくさんあるわけです。今、何かカジノが悪いイメージのところばかり例に挙げておっしゃっていますけれども、いいところもたくさんあるわけです。韓国についても、私はウォーカーヒルのシェラトンホテルのカジノにも行ってきましたけれども、あそこは極めて静か

な紳士的な社交場のような感じのカジノをやっておられました。委員がおっしゃったところには、私は残念ながら行っておりませんから何とも言えませんが、カジノを仮に、仮にですよ、カジノをやるとしても、カジノの売上げが多ければいいということにはならないわけです。ですから、いろいろなことがあると思います。

それから、設置場所については、何も私ども小樽市が言っているわけでは何ともありません。仮に今、言っているところでやったとしても、委員がおっしゃるようなことが崩れないように、守るようにつくればいいのかと思うのです。いずれにしても、これからいろいろな議論が出てくるというふうに思います。

それから、場所の問題も決めないで、何が誘致に手を挙げるのだという話でありますけれども、昨日でしたか、答弁させていただきましたが、実際には、I R 推進法が成立して、恐らく 1 年、2 年では終わらないと思います。この後、実施法や施行法など、いろいろなことがあると思いますが、もう少し時間がかかるとは思いますけれども、成立した後に、その法律がどういうものなのかということとしっかりとチェックした上で、これが必要なのかどうか、あるいは市民の皆さんの意見を聞きながら、市民の皆さんがそれはいけないでしょうと、こういう意見が多くあれば、私はカジノというか I R 推進法について、小樽でやるということは申し上げませんということを繰り返し言ってきたわけです。

ですから、まだ法律もできていないのに、こうだあだそうだこうだというのは、なかなか言いづらいと思います。今、いろいろなことを質問されても、まずは法律ができた後にどうするのか、そして、市民の皆さんにどう説明するのか、その結果、市民の皆さんにどのように I R について考えていただくのか、そういったことを議論していきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○山口委員

市長の話もわからないではない。基本的には、確かに実施法ができるまでは、不明な点は多々あると思います。

しかし、市長もおっしゃったように、カジノは世界各国にあるわけです。いろいろなカジノのタイプがあります。複合の、I R と呼ばれるような施設というのはたくさんあるわけではないです。ハウスカジノのほうが圧倒的に多い。しかし、ハウスカジノというのは、例えば、今、韓国の事例を市長がおっしゃったので言っておきますけれども、要するに韓国はカンウォンランドだけがひとり勝ちしているわけですし、ホテルで、ハウスカジノでおやりになっているところは、赤字のところも多々あるわけです、カジノはギャンブルですから。例えば、市長の目の届かないところだったかもしれませんが、ヨーロッパもそうですよ、私は 3 年ほどおまして、移動のカジノを持った施設の中でペンキ屋として働いておりましたから。裏小路に行けば客引きの女の人がいっぱいいます。それから、ホテルに派遣するコールガールの組織もあります。そういうものも含めて風俗がついてくることは間違いないですよ。大げさに言っているわけではないです。それを統括する、先ほど言った組織、そういうものが関与することは当たり前です。今、小樽に組織やくざはいません。札幌にはおります。だから、そういうものも含めて、地域の不安を解消できるのかというのは、法律が整備されようがされまいが、施設ができれば必ずそういうことが起きてくるということを私は申し上げたわけで、極端な話もしましたけれども、韓国の江原道で現実にそういうことが起きていることは、先ほど申し上げたように、誘致の当事者や運営されている当事者がおっしゃっているわけですから、そういう事態を含めて、これはお考えになる必要があると私は思うのです。

最後にお聞きしますけれども、先ほど申し述べて質問した部分については、お答えいただいているのではありません。その三つのおたる案内人の方、小樽に寄附を寄せていただいた方、ふれあい観光大使の方、こういう方々がどういう気持ちで、小樽のファンとして小樽を応援していただいているのか、それについてどういう思いを持っておられるのか、それをまずお聞きしたかったわけです。そこについての御答弁はいただきたいと思います。

○市長

今の山口委員の御質問については、そういう思いをしておられる方を、その同じような思いをしていただけるような、そういうまちづくりをしていきたいと思っております。

○山口委員

その三つの方々、まずカジノ誘致について、どういう思いをしていらっしゃるのか、アンケートなどをしていただきたいと思いますが、それについてのお考えはいかがですか。

○市長

IR推進法が成立した暁には、これは市民の皆さんにもそうでありますけれども、こういう小樽を支援していただいている、サポートしていただいている皆さんにも、そういうことはしっかりとお聞きしたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○中村委員

代表質問に関連して質問させていただきます。

◎「小樽の森」構想について

まず、小樽観光について、新たな魅力づくりということで4点お尋ねしたわけですが、その中で、天狗山に関して、いわゆる「小樽の森」構想について、もう少し詳しくお尋ねしたい、あるいは確認させていただきたいと思えます。

まず、天狗山一帯を新たな集客施設として描いているわけですが、報告書によりますと、年間約40万人の観光入込客数ということで想定しているわけです。この40万人という数字はどのような積算根拠に基づくものか、これは第2回定例会でしたか、ほかの議員から関連した質問があったかと思うのですが、積算方法というのはいろいろと難しいというのをお聞きしておりますが、いま一度この問題についてお尋ねします、どのような積算根拠に基づいたのか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

「小樽の森」事業の40万人の観光入込客数の根拠でございますけれども、現在の事業者のデータ、さらには他地域の施設の観光入込客数などを参考にしながら、ロープウエーやリフト、レストランなど既存事業のリニューアルによる観光入込客数、また新規で行う体験・活動事業による観光入込客数などを、エリアごとに行う事業ですが、こういった内容に基づいて観光入込客数を算出しまして、それを積み上げて40万人としております。

○中村委員

この数字どおりに事業が進んでいく中で、あるいは、結果としてそれ以上に観光客に来ていただければいいのですが、まだこれからのことでありますので、ぜひその辺のチェックの仕方といいますか、この事業を進めるに当たって、その辺は厳しくいろいろと積算などしながら、慎重かつ大胆に事業を進めていただければと思います。それが1点目です。

2点目は、再質問の中で、関係機関と今後の方向性を考えたいというコメントについてお尋ねしたのですが、御答弁では、関係機関と今後の方向性を考えたいという、この関係機関について、検討委員会のメンバー、団体、組織ということでしたけれども、もう少し具体的にお示しいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

検討委員会を構成する関係機関でありますけれども、小樽市のほか、北海道中央バス株式会社、中央バス観光商事株式会社、小樽観光協会、小樽商工会議所です。

○中村委員

これも確認ですが、経営主体ということで、まだ決まっていないということなのですが、今後のめどとして、この経営主体というのは、大体いつごろ決定するのか、これが一つです。小樽市の施設もこの事業にかかわっ

ています。最終的にその経営主体、このゴーサインがどういう場面で判断されるのか、これについてお答えください。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

経営主体のことも含めまして、今後、検討委員会の中で協議していくということでありますので、今の時点で答弁することはできません。

○中村委員

この後、注視してまいりたいと思います。

◎観光客誘致について

次に、観光客の誘致についてお聞きします。

人口減少、少子高齢化が進んでいる中で、国内の観光客数が総体的に減少傾向にあるのではないかと、これは旅行関係者から耳にしたことでありますけれども、全体としてそういう傾向になりつつあるのではないかと思うのです。そういう傾向と同時に、国内あるいは北海道の主要観光地間で、誘致活動の競争がさらに激しくなっているということを旅行関係者から聞いております。こうした状況の下で、やはり小樽が近隣地域との連携をこれまで以上に密接に図って、いわゆる広域観光を確実に発展させていくことが、今、申し上げたような状況からして、今後ますます重要になると考えられます。ほかの議員もこれに関連してお尋ねしていると思いますけれども、この広域観光の現状と今後の取り組み方についてお尋ねします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

広域観光と今後の取組ということでございますけれども、現状といたしましては、まず、本年4月に、小樽港クルーズ推進協議会ということで、クルーズ客船の誘致、この中には北後志の各観光協会にも、小樽だけではなく、北後志という中で、協議会でいろいろな事業を検討しているということが入り込んでいただいております。また、先ほど鈴木委員にも答弁しましたが、8月に、北後志広域インバウンド推進協議会、外国人に特化しているということでの協議会を立ち上げて、2月のタイでの観光キャンペーンに向けて、今、準備を進めている状況であります。また、ニセコ町、倶知安町、札幌市とは、MICEということで、これも2年ほど前から一緒に連携して、そういったMICEの外国担当者等を招聘して、連携して取組を行っているところであります。

また、今後ということでございますけれども、当然これらの事業をより充実、継続していくとともに、先ほども申し上げましたが、例えば、余市町で行われるNHKの連続テレビ小説「マッサン」のロケへの協力など、私ども小樽市単独というよりは、より広域という視点でやってきておりますので、具体的には余市町、北後志との連携がまず考えられるのではないかと思います。また、いろいろな面で札幌市の観光の部署とも話しておりますので、そういった面では、委員がおっしゃる広域観光については、今後も推進していきたいと考えております。

○中村委員

ぜひその辺はさらに連携を強め、取り組んでいただきたいと思います。

この時期ですので、こういった事業について予算も必要になってくると思うのですけれども、まだ言いにくいかと思いますが、予算措置の考え方についてもお聞きします。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

予算措置なのですけれども、今後、財政部と新年度予算について協議していくということでございますので、現在、何々ということは申し上げられません。

○中村委員

◎クルーズ客船について

次に、クルーズ客船寄港に伴う質問です。

これも市長の極めて前向きな御答弁があったわけですから、小樽観光のさらなるにぎわいが私の目にも映っ

てきました。どんどん来ていただきたいと思うのですけれども、その経済波及効果をどう見るかが大変重要だと思います。このあたりの見解をお聞きします。

○（産業港湾）港湾室主幹

クルーズ客船寄港に伴う経済波及効果についての御質問ですが、まず、個人消費的な部分といたしましては、乗船客や乗組員が市内で利用するバスあるいはタクシーといった交通手段、それから買物や食事、観光施設の利用などのほか、小樽で乗船するためかなりの方が小樽で前泊するというケースも見られることから、そうしたホテルの宿泊代、そういったこともある程度見込まれるかと考えております。

また、港湾関係といたしましては、水先案内や綱取りのほかに、船に積み込む食材や船用品などの販売から得られる収入、それから市へは入港料や係留施設使用料などが収入として入ってまいります。

こういった意味からも、クルーズ客船の寄港に伴っては、かなり広範囲にわたっての経済波及効果が期待できるものと考えております。

○中村委員

具体的な数字での試算というのは、平成24年度での数字というのは、第2回定例会で、鈴木委員の質問の中で、何か出た数字というのはありますか、もしあるのでしたら参考に。

（「わかっているでしょう」と呼ぶ者あり）

（「わかっているじゃない」と呼ぶ者あり）

（「自分で調べればいいでしょう」と呼ぶ者あり）

いや、市民はわからない。

○（産業港湾）港湾室主幹

昨年の寄港回数、それから乗船客数に基づく試算だったのですけれども、その時点で約2億円の効果ということで試算しております。昨年ですと、20回の寄港回数で約2億円の効果ということで試算したことを答弁いたしました。

○中村委員

数字については、この後やはり大変でしょうけれども、時期を見てまた聞きたいし、それをお示しいたきたいのですが、具体的な数字の出し方というのは、例えば道内では釧路市で積極的に市民に公開しているのではないかと思いますのですけれども、釧路市のやり方というのでしょうか、こういうのも参考にすべきではないかと思うのですが、何か捉えている情報がありましたら、お示しいたきたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

ただいま御指摘がありました釧路市の事例は、私どもも承知しております。釧路市の場合、外部のコンサルタントに委託して、アンケートなどを行って調査しているということで聞いております。先ほど申し上げましたとおり、クルーズ客船の寄港に伴う経済波及効果につきましては、項目が多岐にわたることなど、把握が困難なこともあるかと思っております。ですから、そういったほかの港のやり方なども参考にしながら、今後、可能な範囲で試算してまいりたいと考えております。

○中村委員

その辺もいずれ触れていきたいと思っておりますので、御努力をよろしくお願いします。

それから、来年度は過去最高の数のクルーズ客船の寄港が予定されております。このクルーズ客船の対応について、市長の御答弁でもオール小樽で受入れ態勢の充実に努めたいということなのですが、どういうイメージで描いていらっしゃるのでしょうか。これも新たな予算づけが必要になってくるのではないかという感じもするのですけれども、この辺もお聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）港湾室主幹

来年、寄港回数が増えることに伴うオール小樽としての体制ということで、先ほど答弁にもありましたけれども、本年 4 月に小樽港クルーズ推進協議会という組織を立ち上げております。この組織は、市内の経済、観光、港湾、こういった関連団体と北後志 5 町村の観光協会、国の関連機関などに入っている組織でございます。こういった組織の中で、いかに経済効果を上げていくことができるか、あるいは、せっかく小樽を訪れてくれる乗船客、乗組員の皆さんに対してどうやって小樽を魅力的に見せていくか、おもてなしをしていくかといったことを、官民一体となって協議して、来年に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中村委員

新たな予算づけも必要になってくるのかなという感じがするのですが、今も大変努力されているのはよくわかりますが、観光スポットに、例えばまちなかでの看板や横断幕といったものの設置をさらに検討するべきではないだろうかと、見ていてそういう気がするのです。これも新たな予算づけが必要になってきます。この辺について御意見をお聞きます。考え方を聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

現在、まちなかの横断幕、大きな看板というのは考えてはいないのですが、市長から本会議でもありました、観光協会の会員の店で、店頭でウェルカムクルーズ客船のようなもの、観光協会で各会員にそういった基となるデータを配付して、日にちを知らせて行っているという動きもございますので、これであれば各店でいろいろと対応していただくと、今後そういった中で、掲げる店が増えてくるように、また観光協会とも話してみたいと思っております。

○中村委員

市では、今のところ考えていないということではいいですか。それとも、これから検討してもらえ余地があるのですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

まちなかといったところでの市としてのそういった看板というのは、今のところ考えておりません。

○中村委員

例えば、あくまでも市民のそういう自発的なものを促すということでの方向性ですね。できれば検討していただきたいと思うのですが、次に行きます。

◎国際観光について

小樽市にとって国際観光は、年を追うごとにその比重を増してきたと感じるわけですが、よりインパクトのある、小樽ならではのさらなる観光資源の見せ方、あるいはいろいろな各種体験、いわゆる新たな魅力の提供が求められると思います。このことについて市では、どのようにこれから考え、そして情報発信をしていくのか、現在もしているのか、あるいはこれからもしていくのか、その辺をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、御質問がありました、外国人観光客に向けての新たな魅力とその情報発信ということでございますけれども、本市は札幌市と M I C E ということで連携しております。その中でよく札幌市と話すのは、外国人に受けるメニューの構成といったものを、小樽はいろいろなメニューがあるので、連携する中でということで、そういった協議、話し合い、そして市内にこういうものが受けるのだらうと、そういった資源の掘り起こしのようなものも、札幌市と連携して掘り起こして、そういった M I C E 事業ということで、提供、情報発信をしていくということもやっておりますので、その辺を充実させていきたいと考えております。

○中村委員

札幌市との連携ということですが、ずっと同じものだと時間がたつごとにやはり飽きられるわけですから、札幌

市だけでなく、いろいろな体験なども、例えば後志方面も見渡ししながら、その辺は知恵を絞って、あるいはいろいろな方々の意見を聞きながら、新しい魅力の発掘に努めていただきたいと思います。札幌市との M I C E について以前から触れてきましたけれども、もちろんその辺も頑張ってくださいということで、よろしく願いいたします。

それから、最近いろいろと目にしますイスラム圏ですが、これはいろいろなニュースでも触れることがあるのですが、イスラム圏の外国人が日本観光に非常に高い関心を持っているということなのです。アジアでも、例えば中国、韓国、台湾と、いろいろとありますけれども、日本に、そして小樽に関心を持っておられるイスラム圏の方々のさらなる発掘といいますか、小樽に、日本に関心を持っていることは非常にチャンスだと思うのです。小樽観光も、さらにこういう方々からも注目を浴びるような、そして小樽にイスラム圏からもぜひとも来ていただけるような受入れ側の体制をさらに整えていく必要があります。いろいろな難しい問題もあります。例えば宗教的な問題などは聞いておりますけれども、そういうものを乗り越えて、その受入れ態勢をさらに整えていく必要があります。この辺についてお考えをお聞きます。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

イスラム圏からの外国人観光客の誘致ということでございますけれども、報道などで、後志の留寿都村あたりでそういった動きがあるということは承知しております。ただ、私どもは、今のところ、イスラム圏からの観光客について、いろいろな食事や施設、そういった面があるということで、公益社団法人北海道観光振興機構が主催する情報交換会といいますか、そういった面には、市としても、観光協会も出席して情報収集に努めておりますが、なにごと民間施設等にとっては施設の改修であったり、食事についても、なかなか厳格な戒律の方がいたり、あまり厳格でもないという方もいたりするという、すぐに対応することはなかなか施設的にも難しいのではないかと現在考えておまして、繰り返しになりますけれども、現在はいろいろなイスラム圏、ハラールについての情報収集に努めている状況になっております。

○中村委員

いろいろな旅行関係の業者、例えばイスラム圏からそういう調査がある、打診があるなど、小樽へ例えばそういうパックでどのようなという具体例というのはまだないのですか。具体的な動きというのはないのですか。捉えていないのですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

そういった問い合わせというものは、市へは具体的なものはありませんけれども、昨年度、札幌市と一緒にやりましたコンテンツ・マートという事業では、マレーシア、インドネシアからイスラムの方々が小樽に来るということで、私どもも施設において食事等を配慮して行ったという事例はあります。

○中村委員

北海道でもいろいろな動きがあります。やはりチャンスだと思いますので、いろいろと大変な壁はあるかと思いますが、課題はあると思うのですが、ぜひ乗り越えて、できれば本当に世界中からいろいろな方に来ていただきたいと思うのですが、このイスラム圏の方々に対しても、今後の可能性を見ながら取り組んでいただきたいと思います。

◎中心市街地における新たな医療・福祉ゾーン計画について

次に、中心市街地における新たな医療・福祉ゾーン計画について質問します。

代表質問では、小樽掖済会病院が移る、そして株式会社日本レーベンのサービス付き高齢者向け住宅もできるということで、その入居者と近隣の市民、商店街が交流するため、どのような仕掛けが効果的と考えていますかと質問して、具体的に、施設設置者が一般客も利用可能なレストランを設けるとのことであり、このレストランではコンサートなども開かれて、それには一般市民でも出入りができて、そういう面での交流が行われるという御答弁を

お聞きしたわけです。さらに周辺商店街の例えばイベント、あるいは周辺の町会のいろいろな行事などに入居者の方々も参加できるなどという、設置者と協力しながらの、その辺の市としての役割といたしますか、積極的な交流を促すための役割というのは、何か市としては考えておりますか。

○（産業港湾）三船主幹

市民との交流についての市としての考えというお尋ねでございますが、市といたしましては、設置者を通じて交流を呼びかけるという形がやはりメインになろうかと思えます。とにかく情報が無いことには設置者も動けないだろうということで、近隣の情報、また市のイベント等の情報につきましても、まめに情報提供は行っていきたいと考えます。それ以外に、商店街のイベントに限らず、考えておりますのは、付近の環境の美化活動などにも御参加いただけないかというふうにも思っておりますので、そういった情報も御提供していくべきというふうにも考えております。

○中村委員

いろいろな可能性があろうかと思えますので、ぜひ進めていただきたいと、市も積極的にかかわって、そういうにぎわいづくりというのか、それができるようにやっていただきたいと思えます。

それから、中心市街地のにぎわいづくりに行政としてどのようにかかわっていくのかという質問に対して、「稲一再開発ビル跡地が医療・福祉ゾーンとして再生されることによる来街者の増加や観光集客ゾーンである堺町通りとの交流人口の増大を図るため、商店街や商工会議所などの関係機関と十分に話し合いながら、中心市街地の活性化に向け、引き続き取り組んでまいりたい」という御答弁をいただきました。医療・福祉ゾーンに来る方は、一般市民が多いかと思えます。また、堺町通りは、市民ももちろん行きますけれども、観光客も行くのですが、交流人口の増大を図るという考え方というのは、場合によっては、市民だけの交流と、観光客も含めた交流ということイメージしているのではないかと思います。その辺の、なおかつ、堺町通りと交流を図る具体的な仕掛けのようなものについては、何か考えていることはあるのですか。

○（産業港湾）三船主幹

堺町通りとの交流という御質問が今ございました。既に取り組んでいる例で話をさせていただきますが、中心商店街とよく言われますのは、花園銀座商店街、サンモール一番街、都通り商店街の三つでございますけれども、今回は医療・福祉ゾーンということで、サンモール一番街がその立地の場所になります。中心3商店街で行っております春のイベントがございまして、以前は小樽さくら祭り、今年からはおたる春祭りということで開催いたしました。私ども産業港湾部も積極的に手伝わさせていただいておりますが、今年からそれに堺町通り商店街も加わりました。堺町通りに来た方にどうやってまちなかに向かっていただくか、また、堺町通りに来た方に、まちなかにも商店街がありますというようなPRも含めて、これからまさに、来年に向けて、そういった部分の検討も含めて、年が改まりましたら、皆さんが会合を持つ機会がありますので、今、委員がおっしゃったような、今回の稲一再開発ビル跡地の再生という部分を含めて、私どもからも問題提起などをして、交流人口の増加ということで話をしてみたいと思えます。

○中村委員

観光客の回遊性というのか、例えば今、長崎屋中を改装しました。それと同時に、丸井今井の跡が今そういう医療・福祉ゾーンに変わるということで、中心部の3商店街と堺町通りとの連携もあります。市民が歩くということも今、一つですけれども、観光客の回遊性という意味で、やはり一つ、二つ工夫が必要なのではないかという感じがするのです。今、長崎屋中を斬新に変えたというのも、そういう要素も考えながら変えているのだと思うのです。だから、3商店街もその辺の、医療・福祉ゾーンとしての、小樽のランドマークとしてのゾーニングというのか、それを考えつつ、観光客も長崎屋からゾーンに入ってきて商店街へ、そして堺町のほうへ行く、堺町のほうからも上がってくるというような、そういう視点での一工夫、二工夫というのか、そういうものもやはり必要にな

ってくるのではないかと思います。その辺は、商店街の方々やいろいろな市民の意見にも、いろいろとどんどん知恵を出していただいて、総合的に全体でさらににぎわっていくような仕掛けを、市でもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

◎医師会看護高等専修学校について

次に、医師会看護高等専修学校についてです。

この件について代表質問で御答弁いただきました。医師会看護高等専修学校の助成金ですが、全道の平均と比較してもやはりどうしても低いです。小樽が全道と比べて非常に低いレベルにあって、財政が大変だというのはよくわかりますが、いろいろと総合的に考えて、せめて全道レベルぐらいには、とぜひ考えていただきたいと思うのです。その辺について、どの辺の水準がいいのか、全道の状況を調べながら検討してまいりたいというような御答弁をいただいたのですが、これは答えは要りません、ぜひ前向きに検討していただければと、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。